

令和4年度第52回奈良市開発審議会会議録			
開催日時	令和5年1月23日（月曜日）午後2時から午後4時30分まで		
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第202会議室		
出席者	○委員	末吉会長、井上委員、北田委員、小島委員、山本委員 【計5人出席】	
	△事務局	大井次長、三山課長、丸谷課長補佐、富永係長、高中係員	
	□関係課	第令4-4号議案及び第令4-5号議案 (介護福祉課) 田中課長補佐、山副係長	
開催形態	公開（傍聴人 0人）	担当課	都市整備部開発指導課
議題 又は 案件	1 議案 (1) 第令4-4号議案 「社会福祉施設」（公開） (2) 第令4-5号議案 「事業所に従事する者の寮」（公開） (3) 第令4-6号議案 「奈良市開発審査会提案基準の改正」 奈良市開発審査会提案基準事後報告（16及び23）（非公開） 2 既許可物件の事後報告について（非公開）		
決定又は 取り纏め 事項	1 議案 (1) 第令4-4号議案 「社会福祉施設」については承認された。 (2) 第令4-5号議案 「事業所に従事する者の寮」については承認された。 (3) 第令4-6号議案 「奈良市開発審査会提案基準の改正」については承認された。 2 既許可物件の事後報告についてはすべて報告された。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
1 議案 (1) 第令4-4号議案 「社会福祉施設」 △事務局より第令4-4号議案「社会福祉施設」について説明 ○提案基準の要件2は、第1号に該当するということでしょうか。 △はい。第1号で考えております。 ○そうすると、あすならホーム高畑との連携が必要ということですね。介護小規模多機			

能居宅介護とは、居宅介護の通いの方が利用されているわけで、常時29名ずっと埋まっているということでしょうか。

△はい。

また、新しい施設は登録人数の定員は29名ですが、短期の宿泊が9名、通いが18名の合計で27名の施設となります。

○既存の方の看護小規模多機能型居宅介護は、29名が常時埋まっているということですね。

□登録者が29名常時埋まっている状態であっても、実際は通われる方については、その方の必要性に応じてプランを決めて通われることとなりますので、常に毎日その場に29名おられるかどうかということは、また別のお話になるかと思います。

○登録定員が29名というのは、それ以上は登録できないということでしょうか。

□はい。登録者定員の上限が29名ということになります。

○ではその登録が削除されない限りは、新しい方はこの施設を利用できないということですね。

□はい。

○スタッフの方は休憩の際には既存施設の方に行くという話ですが、道路を挟んでお隣でしょうか。

△はい。北側の道路を挟んで既存施設がございます。

○通用口を通じて行き来されるのですか。

△そのとおりです。

○計画の施設は看護の必要性は少ない方を対象とし、何かあった時のために既存のあすならホームと連携が必要というもので、夜間における緊急時の対応のために医療機関や在宅クリニックとの連携で、それを利用させていただくということだと思います。これは既存の施設と医療機関との連携に、追加で乗っていくものですよね。それで十分対応できるのでしょうか。量的に余力はあるのでしょうか。緊急事態の対応など医療機関等との話については、少し気になります。

△程度としては看護よりも軽い方が対象の施設です。看護を必要とされない方が、計画施設を利用されます。計画施設を利用される方は前回ご承認いただきました看護小規模多機能居宅介護よりも、程度的には軽い方であると伺っております。当然、何かしらの緊急事態は想定されますが、比較的、そういったことが起こりにくい方々の施設というところで、事業者からも連携している医療機関に、新設する計画施設について話をされたところ、十分対応できるとご返答いただいているということは確認しております。

○キッチンについては、湯煎のみで食べられる食事を提供されるという説明ですが、宿泊される方の食事に関しては、隣で連携されている施設などから運ばれるなり、別の場所で準備されたものが提供されるということでしょうか。

△食事は温めて提供するというので、この施設内で完結しているものです。

□一般的には、調理したものを温めた状態で提供する業者が多くありますので、そこから仕入れて、温めて提供される場所が多いと聞いております。

○建物内で調理する時代ではないのですね。

□そのとおりだと思います。それだけのスタッフを確保しなければなりませんので、調理できる人の資格も必要になってきます。介護福祉課の方からも説明ありましたように、たくさんの業者も参入されているようですので、この方法が利用者に安く提供できるのではと思われます。

・その他の質疑もあったが承認された。

(2) 第令4-5号議案 「事業所に従事する者の寮」

△事務局より第令4-5号議案「事業所に従事する者の寮」について説明

○要件を何点か伺いたいのですが、別添の資料を拝見しています。第5号の「当該住宅等が工場等と一体的に立地する場合」のため、この立地条件は満たすと思いますが、「事業の操業方式、就業体制、雇用形態等、勘案の上適切な規模を超えないものに限って認めることが望ましい」とあります。このことについては、8名全員がこの施設で就業されるということでしょうか。

△はい。この施設で働く方みの寮です。この施設で働く方以外の方が利用する寮はこの指針では扱えないと考えております。

○施設利用者が有事の際は駆けつけることができるという記載がありますが、実習生の場合は労働時間に制限があるのではと思います。夜間の有事の際の時間が労働時間にな

ることは問題ないですか。

△そのことについての確認は不足しております。

現実的には、遠く離れた寮でも起こされて応援に来てもらっているということもあると思います。

○それをしてしまうと外国人実習生の場合は問題ないのか疑問です。

△その部分につきましては、ご指摘の就業違反とならないかを関係所管に確認させていただきます。

(1月24日 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署ホームページより「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」により、外国人実習生は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律及び労働関係法令が適用され、事業者に関係法令を遵守している旨を確認した後、審査会に報告して理解を得た。)

○寮の方に外国人実習生だけが独立していることが不安な気がします。

△現在の市外の寮では、外国人実習生にとって生活面などのサポートが受けにくいものであったと思います。今回の計画により寮が併設されれば、形としては学生寮のように見えますが、外国人実習生自体もスタッフにサポートを求めることができることから、安心して生活できるかと思います。

・その他の質疑もあったが承認された。

資 料

